



インド特許の 出願番号が変わる！

1. はじめに

特許調査に欠かせない出願番号。国によってフォーマットが異なるため、データベースへ条件式を入力する時に頭を悩ませた経験がある方も少なくないと思います。インドは、これまで主要国とは異なる独特のフォーマットを採用していましたが、2016年1月1日以降に行われた特許出願及び審査請求を対象として、識別番号(出願番号及び審査請求番号)のフォーマットを変更しました。本稿では、インドの新フォーマットについて紹介します。

2. 出願番号のフォーマット

まず、出願番号の旧フォーマットについて紹介します。図1は、出願番号の旧フォーマットを示しています。

【各部分の意味】

- (パートA) 「NNNN」：出願のシリアル番号（4桁の数字）。
- (パートB) 「JUR」：出願を受理した特許庁を示すコード（3文字）。ご存知のかたも多いと思いますが、インドには4つの特許庁があります。「DEL」はデリー特許庁、「MUM」はムンバイ特許庁、「KOL」はコルカタ特許庁、「CHE」はチェンナイ特許庁です。PCT国内段階出願の場合、出願を受理

した特許庁を示すコードの後に「NP」が続きます（例えば、デリー特許庁が受理したPCT国内段階出願の場合、「DELNP」）。

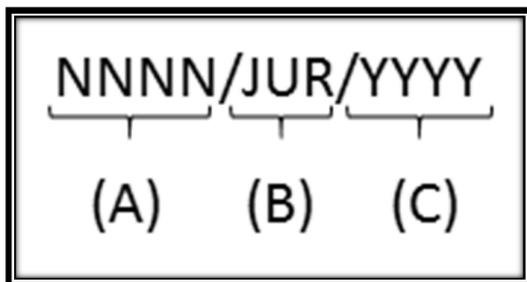
- (パートC) 「YYYY」：出願年（西暦）。

旧フォーマットでは、出願を受理した特許庁毎にシリアル番号が割り当てられていました。例えば、デリー特許庁が2015年に受理した50件目の出願の出願番号は「50/DEL/2015」、ムンバイ特許庁が2015年に受理した50件目の出願の出願番号は「50/MUM/2015」です。このように、旧フォーマットでは、「50」というシリアル番号と「2015」という西暦の組合せが最大4つ存在することになります。したがって、出願年とシリアル番号だけでは出願が特定できず、分かりにくいという声が上がっていました。また、パート間のスラッシュ「/」が一部のデータベースにおいてエラーの原因になっていました。2016年1月1日以降の出願からは、これらの問題が解消されます。

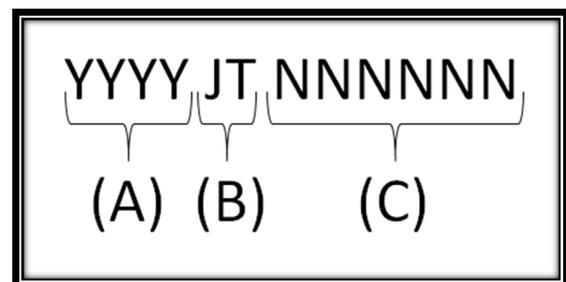
図2は、出願番号の新フォーマットを示しています。

【各部分の意味】

- (パートA) 「YYYY」：出願年（西暦）。
- (パートB) 「JT」：出願を受理した特許



【図1：出願番号の旧フォーマット】



【図2：出願番号の新フォーマット】

【表1：出願を受理した特許庁を示すコード「J」の詳細】

J	特許庁の所在地
1	デリー
2	ムンバイ
3	コルカタ
4	チェンナイ

【表2：出願の種類を示すコード「T」の詳細】

T	出願の種類
1	通常の特許出願
2	通常の分割出願
3	通常の追加特許出願
4	パリルートの特許出願
5	パリルートの分割出願
6	パリルートの追加特許出願
7	PCTルートの特許出願
8	PCTルートの分割出願
9	PCTルートの追加特許出願

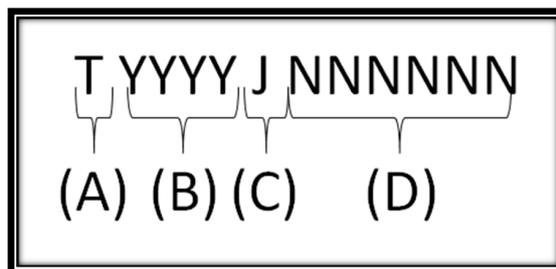
庁を示すコード「J」。出願の種類を示すコード「T」。コード「J」には、特許庁を示す数字（1～4）が入ります（表1を参照）。「T」には、出願の種類を示す数字（1～9）が入ります（表2を参照）。日本企業による出願の大半は、パリルート又はPCTルートの特許出願だと思しますので、「T」には4又は7が入ることになります。

•（パートC）「NNNNNN」：出願のシリアル番号（6桁の数字）。出願を受理した特許庁にかかわらず、連番になる。

このように、新フォーマットでは、出願を受理した特許庁にかかわらずシリアル番号が与えられるので、出願年とシリアル番号だけでも出願が特定できるようになります。また、パート間のスラッシュがなくなったので、データベース上のエラーも解消されるでしょう。4桁の西暦から始まり、6桁のシリアル番号で終わる新フォーマットは、普段見慣れている日本の出願番号に近いので、日本の知財関係者にとっても違和感なく取り扱うことができるでしょう。

3. 審査請求番号のフォーマット

図3は、審査請求番号の新フォーマットを



【図3：審査請求番号の新フォーマット】

示しています。

•（パートA）「T」：審査請求の種類を示すコード。「R」から始まる審査請求番号は通常審査（規則24B(1)(i)）を表しています。「X」から始まる審査請求番号は加速審査（規則20(4)(ii)）を表しています。

•（パートB）「YYYY」：審査請求年（西暦）。

•（パートC）「J」：審査請求を受理した特許庁を示すコード（表1を参照）。

•（パートD）「NNNNNN」：審査請求のシリアル番号（6桁の数字）。

著者紹介

Mr. Kshiti Malhotra (シティージ・マルホトラ)

インド特許弁護士、Global IP India所属。1984年デリー州生まれ。Indraprastha University LL.B（化学）及びDelhi University（法律）卒業。専門は化学。2006年IPキャリアスタート。2010年エージェント試験合格。2012年8月より現職。趣味はサッカー観戦、音楽を聴くこと。好きな言葉は「Live and let live」。ファーストネームの意味は「Point where earth and sky meet」。
<http://www.gip-india.in/>

編訳者紹介

木本大介（きもと・だいすけ）

日本弁理士、GIP東京所属。1977年神奈川県生まれ。専門は通信、電気、ソフトウェア。2005年弁理士試験合格。企業知財部3年、特許事務所7年の経験を経て2013年7月より現職。モットーは、「正しいモノより楽しいモノを」。
<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>